

柴田町国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第2号

柴田町国民健康保険規則の一部を改正する規則

柴田町国民健康保険規則（平成18年柴田町規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（出産育児一時金）</u></p> <p><u>第7条の2 条例第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、12,000円を加算する。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。